

富山県第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）の構成、策定の考え方（案）

第5期計画(第1期児計画)		第6期計画(第2期児計画) 策定の考え方【国指針を踏まえた主な変更点等】	
I 基本的理念等		I 基本的理念等	
1 目的及び趣旨	障害福祉サービス基盤整備等に係る数値目標の設定とともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策を定める	1 目的及び趣旨	(同左)
2 計画の位置付け	(1) 障害者総合支援法に基づく県障害福祉計画、児童福祉法に基づく県障害児福祉計画 (2) 「県総合計画」、「県民福祉基本計画」、「県障害者計画」の個別計画 (3) 介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画その他の障害者福祉に関する事項を定める計画との調和	2 計画の位置付け	(同左)
3 基本的理念	(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重と意思決定の支援 (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援	3 基本的理念	(1) (2) (同左) (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 【地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を追記】 (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み 【包括的な支援体制の構築に取り組む旨を追記】 (5) (同左) (6) 障害福祉人材の確保【追加】 (7) 障害者の社会参加を支える取組【追加】
4 計画期間	H30～R2 年度(3年間)	4 計画期間	R3～R5 年度(3年間)
5 区域設定	4つの障害保健福祉圏域(富山、高岡、新川、砺波)	5 区域設定	(同左)
6 サービスの体系	○総合的な自立支援システムの全体像 ○児童福祉法による障害児支援の全体像 ○サービス支給決定の流れ ○指定障害福祉サービスの種類と内容 ○障害児支援の種類と内容 ○相談支援サービスの種類と内容	6 サービスの体系	(同左)
II 数値目標の設定		II 数値目標の設定	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	≪成果目標≫ ○地域生活移行者数 R2 年度末において H28 末時点の施設入所者の 5.1%が移行 ○入所者減少数 R2 年度末の施設入所者数を H28 末時点から 2.4%程度削減	1 福祉施設入所者の地域生活への移行	≪成果目標≫ ○地域生活移行者数 【国指針】R5 年度末において R1 年度末時点の施設入所者の 6%以上が移行 ○入所者減少数 【国指針】R5 年度末の施設入所者数を R1 年度末時点から 1.6%以上削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	≪成果目標≫ ○圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 R2 年度末までに全ての圏域及び県に設置 ○市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 R2 年度末までに全ての市町村ごとに設置 ○精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満) R2 年度末において ・65 歳以上 902 人 ・65 歳未満 663 人 ○精神病床における早期退院率 R2年度末において ・入院後3ヶ月時点の退院率 69%以上 ・入院後6ヶ月時点の退院率 84%以上 ・入院後1年時点の退院率 90%以上	2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	≪成果目標≫ ④精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 【国指針】316 日以上 ○精神病床における1年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満) 【国指針】基本指針に示される式により算定された1年以上長期入院患者数を目標値として設定 ○精神病床における早期退院率 R5 年度末において ・入院後3ヶ月時点の退院率 69%以上 ・入院後6ヶ月時点の退院率 86%以上 ・入院後1年時点の退院率 92%以上
3 地域生活支援拠点等の整備	≪成果目標≫ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【項目名の変更】	≪成果目標≫ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
4 福祉施設からの一般就労移行等	≪成果目標≫ ○一般就労移行者数(年間) H28 年度末時点の移行実績の 1.5 倍以上 ○就労移行支援事業の利用者数 R2 年度末時点の利用者が H28 年度末における利用者の2割以上増加 ○事業所ごとの就労移行率 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする ○職場定着率 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上とする	4 福祉施設からの一般就労移行等	≪成果目標≫ ○一般就労移行者数(年間) 【国指針】R1 年度末時点の移行実績の 1.27 倍以上 うち就労移行支援事業:1.30 倍、就労継続支援A型事業:1.26 倍、就労継続支援B型事業:1.23 倍 ④就労定着支援事業の利用者数 【国指針】一般就労移行者のうち、7 割以上の利用 ④就労定着支援事業の就労定着率 【国指針】就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする

第5期計画(第1期児計画)		第6期計画(第2期児計画) 策定の考え方【国指針を踏まえた主な変更点等】	
	<<活動指標>> ○就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数 ○障害者に対する職業訓練の受講 (障害者委託訓練だけでなく、障害者職業能力開発校と、一般の職業能力開発校で実施している職業訓練も含める) ○福祉施設から公共職業安定所に誘導する福祉施設利用者数 ○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導する福祉施設利用者数 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数		<<活動指標>> (同左)
5 障害児支援体制の整備	<<成果目標>> (1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ○県内に児童発達支援センターを6か所以上を設置 ○すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 (2)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を県内に9か所以上及び放課後等デイサービス事業所を県内に9か所以上整備 (3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 ○平成30年度末までに県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	5 障害児支援体制の整備	<<成果目標>> (1)(同左) (2)難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 ○難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保 (3)(同左) (4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 ○県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
		⑥ 6 相談支援体制の充実・強化等	<<成果目標>> 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 <<活動指標>> ○障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
		⑦ 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<<成果目標>> 県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 <<活動指標>> ○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ○指導監査結果の関係市町村との共有
Ⅲ 各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策		Ⅲ 各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策	
① 訪問系	「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」	① 訪問系	(見込量の変更)
② 日中活動系	「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」	② 日中活動系	(見込量の変更)
③ 居住系	「施設入所支援」「共同生活援助」「自立生活援助」	③ 居住系	(見込量の変更)
④ 障害児通所支援	「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問」	④ 障害児支援	(見込量の変更)
⑤ 障害児入所支援	「福祉型障害児入所支援」「医療型障害児入所支援」	⑤ 障害児入所支援	(見込量の変更)
⑥ 相談支援	「計画相談支援」「地域移行支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」	⑥ 相談支援	(見込量の変更)

第5期計画(第1期児計画)		第6期計画(第2期児計画) 策定の考え方【国指針を踏まえた主な変更点等】	
⑦発達障害者等に対する支援	<<活動指標>> ○発達障害者支援地域協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援件数 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	⑦発達障害者等に対する支援	<<活動指標>> (同左) ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数
⑧医療的ケア児に対する支援の調整	<<活動指標>> ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	⑧医療的ケア児に対する支援の調整	<<活動指標>> (同左) 【地域におけるニーズ等を勘案して必要となる配置人数を見込む】
		⑨⑩地域生活支援拠点等	<<活動指標>> ○地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
		⑨⑩精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<<活動指標>> ○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数 ○保健、医療及び福祉関係者による協議における目標設定及び評価の実施回数 ○精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立生活援助利用者数 ○精神病床における退院患者の退院後の行き先別の退院患者数
見込量の確保のための方策	(1) 地域移行の推進と地域生活の支援 (2) 就労支援の強化 (3) 相談支援体制の整備 (4) 情報提供・コミュニケーション支援の充実 (5) 市町村に対する支援体制の強化 (6) 障害児支援のための計画的な基盤整備 (7) 発達障害者等への支援の充実 (8) 医療的ケア児等への支援の充実	見込量の確保のための方策	(1)(2)同左 (3)相談支援体制の 充実・強化 (4)～(8)同左
IV 各年度の指定障害者支援施設及び障害児入所施設の必要な入所定員総数	指定障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員総数を定める	IV 各年度の指定障害者支援施設及び障害児入所施設の必要な入所定員総数	(同左)
V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置	(1) サービス提供にかかる人材の研修 (2) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価 (3)	V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置	(同左)
VI 地域生活支援事業の実施に関する事項		VI 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1 専門性の高い相談支援事業	(1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害支援普及事業 (3) 障害児等療育支援事業 (4) 障害者就業・生活支援センター事業	1 専門性の高い相談支援事業	(同左)
		⑨⑩ 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	(1)(2)同左 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
3 広域的な支援事業	(1) 障害者の地域生活を支えるネットワークの構築 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業	4 広域的な支援事業	(同左)
4 各種人材の養成	○居宅介護従業者養成研修 ○同行援護従業者養成研修 ○強度行動障害者支援者養成研修(基礎・実践) ○登録手話通訳者養成研修 ○盲ろう者通訳・介助員養成研修 ○相談支援従事者養成研修 等	5 各種人材の養成	(同左)
5 その他	(1) 生活訓練事業 (2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	6 その他	(同左)

第5期計画(第1期児計画)		第6期計画(第2期児計画) 策定の考え方【国指針を踏まえた主な変更点等】	
VII その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項		VII その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項	
1 障害者等に対する虐待の防止	○相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 ○一時保護に必要な居室の確保 ○指定障害児入所支援の従業者への研修 ○権利擁護の取組	1 障害者等に対する虐待の防止	(同左)
2 意思決定支援の促進	意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施、関係者に対して普及を図る	2 意思決定支援の促進	(同左)
3 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加の促進	障害者の芸術文化活動の振興を図ることにより、障害者等の社会参加や障害者等に対する理解の促進	3 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加の促進	○障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置
4 障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消法及び県条例の周知啓発、障害及び障害者に対する理解の促進	4 障害を理由とする差別の解消の推進	(同左)
5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実	○障害福祉サービス等を提供する事業所が行う利用者の安全確保に向けた取組への支援 ○事業所が行う権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや職員の処遇改善等による職場環境の改善に向けた取組への支援	5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実	(同左)
VIII 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価		VIII 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	
	成果目標・活動指標の実績把握等について		(同左)
IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等		IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等	
	圏域別数値目標、サービス見込量、基盤整備計画		(同左)